

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり，外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての検討事項（案）
～弊害・問題点の防止・解消のための方策についての検討を中心として～

平成 2 1 年 7 月 7 日
外国弁護士制度研究会幹事

1. 弊害・問題点の防止・解消のための方策について

(1) 弊害・問題点について

- 外国法事務弁護士については，日本法に関する知識・能力についての制度的担保がなく，日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されている。
- このような外国法事務弁護士に対して社員資格を付与した場合には，法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて，外国法事務弁護士が，社員である地位を利用して，直接的に関与し，又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがある。
- このような弊害の内容・程度については，①組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態である B 法人の場合とで異なるのか，②社員である外国法事務弁護士が外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合とそうでない場合とで異なるのかという論点があるが，これらの論点については，現時点において，資料 2 4 - 1 のとおり見解が分かれている。

(2) 弊害・問題点を防止・解消するための方策

(1)に言及した弊害の発生を防止し，又は問題点を解消するための方策については，次のような論点があるが，それぞれどのように考えるか。

論点 1 業務執行権限等の所在

日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限及び代表権限については、いずれも弁護士である社員にのみ付与するものとし、外国法事務弁護士である社員には付与しないものとする。どうか。

※ この場合、日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみにより意思決定がされ、弁護士である社員各自が、その決定された意思に従って執行をし、かつ法人を代表することとなる。

(理由)

① 法人による日本法に関する法律事務の取扱いについては、業務執行権限を有する社員によって意思決定がされ、業務執行権限を有する社員各自が、その決定された意思に従って執行をすることとなる。(1)に言及した弊害の発生を防止するためには、日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限及び代表権限を外国法事務弁護士に付与しないものとするのが相当である。

② 他の主要な専門職法人制度においても、次表のとおり、取扱い業務の内容に応じて、業務執行権限及び代表権限が付与される社員が定められている。

(参考) 主要な専門職法人制度における業務執行機関等について

	弁護士法人	司法書士法人	監査法人
社員資格	○ 弁護士	○ 司法書士	○ 公認会計士 ○ 日本公認会計士協会に備える特定社員名簿の登録を受けた者
業務執行機関	○ 原則、各社員 (定款により別段の定めをすることも可) ○ なお、指定社員制度が設けられている。	○ 原則、各社員 ○ 簡裁訴訟代理等関係業務は、認定司法書士である社員	○ 監査証明業務は、公認会計士である社員 ○ 附帯業務は、各社員 ○ なお、指定社員制度が設けられている。
代表機関	○ 業務執行社員が各自代表 ○ なお、指定社員制度	○ 原則、社員が各自代表 ○ 簡裁訴訟代理等関係	○ 監査証明業務は、公認会計士である社員が各自代表

		業務は、認定司法書士である社員が各自代表	○ 附帯業務は、社員が各自代表 ○ なお、指定社員制度
--	--	----------------------	--------------------------------

《 参 照 条 文 》

◎**弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）**

（業務の範囲）

第三十条の五 弁護士法人は、第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

（業務の執行）

第三十条の十二 弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（法人の代表）

第三十条の十三 弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3～5 （略）

（指定社員）

第三十条の十四 弁護士法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた事件（以下「指定事件」という。）については、指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが弁護士法人を代表する。

4～7 （略）

◎**司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）**

（業務の範囲）

第二十九条 司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一 法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

二 簡裁訴訟代理等関係業務

2 簡裁訴訟代理等関係業務は、社員のうちに第三条第二項に規定する司法書士がある司法書士法人（司法書士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。

（業務の執行）

第三十六条 司法書士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する司法書士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

（法人の代表）

第三十七条 司法書士法人の社員は、各自司法書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人における簡裁訴訟代理等関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自司法書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に簡裁訴訟代理等関係業務について司法書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

3～5 (略)

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～五 (略)

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第二百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

2 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

3～8 (略)

◎公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（業務の範囲）

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行うほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 第二条第二項の業務

二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

（業務の執行等）

第三十四条の十の二 監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

4 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

（法人の代表）

第三十四条の十の三 第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

2 第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3～5

（指定社員）

第三十四条の十の四 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項及び第六項において同じ。）を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び第三十四条の十の六において「指定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び第三十四条の十の六において「指定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。

4～6 （略）

（指定有限責任社員）

第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員（特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。）を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定がされた証明（以下この条及び次条において「特定証明」という。）については、指定を受けた社員（以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。

4～6 （略）

(公認会計士の業務)

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 (略)

論点 2 不当関与の禁止に関する規制

- 論点 1 の考え方を採用した場合、社員である外国法事務弁護士は、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、法人の意思決定を行い、及び執行すること（法人の代表行為を含む。）ができないこととなる。
- これに違反して法人の意思決定を行い、又は執行した場合は、懲戒等の対象となる（事案によっては、外国法事務弁護士が、自ら、日本法に関する法律事務を取り扱ったものと評価される場合も考えられる。この場合は、外国法事務弁護士が、権限外法律事務の取扱いの禁止に違反したものとして、懲戒等の対象となる。）。
- もっとも、社員である外国法事務弁護士において、このような直接的な違法行為に及ばないまでも、法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務遂行過程（意思決定又は執行）に不当な関与をするおそれ、又は、社員若しくは被用者である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務について不当な関与をするおそれが、なお存するものとも考えられる。
- そこで、このような弊害が発生することを未然に防止するため、外国法共同事業に係る規制（共同事業の相手方又は被用者である弁護士に対する不当関与の禁止。外弁法第 49 条及び第 49 条の 2 参照）と同様、上記のような不当な関与をすること自体を禁止するものとする。どうか。

《参照条文》

◎外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 （略）

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 国内の裁判所における訴訟事件（刑事に関するものを除く。）、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件、民事保全事件その他民事に関する事件の手続についての代理
- 二 刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理
- 四 国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

（権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（外国法共同事業における不当関与の禁止）

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

論点 3 社員のうちに弁護士である社員の占める割合

社員のうちに弁護士である社員が占める割合に下限を設けることについて、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

◆ A 案

下限を設けるべきであるとの考え方

(理由)

- ① 法人の社員の大多数が外国法事務弁護士である場合には、論点 1 及び論点 2 のような措置を講じたとしても、法人による日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定及びその執行について、なお、社員である外国法事務弁護士が不当に関与するおそれがある。また、不当に関与することではなくとも、少なくとも、間接的に社員である弁護士による意思決定及びその執行に不当な影響を及ぼすおそれがある。

さらに、社員である外国法事務弁護士が外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合には、当該外国ローファームの意向を受けて、法人業務を運営することになる。特に、所属事業体が我が国の法律事務所の規模をはるかに超える大規模なローファームであることが多く、人的基盤、財務的基盤において格段の差があることが多い点等を踏まえると、尚更このような弊害が発生するおそれが高まる。

B 法人において、このような弊害が発生することを実効的に防止するためには、論点 1 及び論点 2 のような措置ではなお十分ではなく、社員のうちに弁護士である社員が占める割合に下限を設ける必要がある。

- ② 組合形態の外国法共同事業については、組合員のうちに弁護士である組合員の占める割合に係る規制はないが、組合員個人が法律事務を行う組合形態の外国法共同事業と異なり、B 法人においては法人自体が法律事務を行うのであるから、日本法に関する法律事務の取扱いを含めた法人のあらゆる業務について、その意思決定及び執行に何らかの形で外国法事務弁護士である社員が関与し、少なくとも関与する機会を持つことになる。したがって、B 法人における意思決定及び執行の在り方は、組合形態の外国法共同事業とは質的に異なるのであって、組合形態の外国法共同事業とは異なった規制を行って弊害を防止することにも合理性がある。（依頼者から見た場合、法人としての法律事務提供と組合である外国法共同

事業としての法律事務提供との間に差異がないように見えることはあるが、それは実態の問題としてそのようなことがあるというに過ぎず、上記議論に影響を与えるものではない。）

- ③ 無資格者に対しても社員資格を付与している監査法人制度においても、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限が設けられている。同制度が設けられた趣旨は必ずしも今回検討の対象としている外国法事務弁護士に関する法人制度にそのまま妥当しないかもしれないが、資格の異なる者に法人の社員資格を認める場合に、社員割合をどのように規制するかという観点からは、一つの参考例となる。

◆ B 案

下限を設ける必要はなく、法人の自治に委ねるべきであるとの考え方

(理由)

- ① 本論点において問題とされるべきは、委任事務の処理として行われる個々具体的な法律事務の遂行過程が、組合形態であるか法人形態であるかによって異なり、その結果、実態としての弊害の現れ方も異なることとなるかどうかである。

この点、組合形態であるか、法人形態であるかについては、依頼者との契約に基づく委任事務の遂行主体が法的に組合員個人と整理されるのか、法人と整理されるのかの違いに過ぎず、実態としては、組合形態であれ、法人形態であれ、担当弁護士（業務執行組合員、業務執行社員）を中心としたチームで遂行されることに変わりはなく、したがって、このような法律事務の遂行過程に外国法事務弁護士である社員が関与する方法・態様も異なるところはないはずである。

そうであれば、上記弊害の内容・程度に実質的な差異はないといって差し支えなく、弊害の発生を防止するために講じるべき措置についても、差異を設ける必要はないというべきである。

そうすると、組合形態による外国法共同事業の場合は、組合員のうちに弁護士である組合員が占める割合について下限が法定されておらず、当事者の私的自治に委ねられているのに、法人形態によるB法人の場合についてのみ、社員のうちに弁護士である社員が占める割合について下限を設けることとするのは、不合理である。

上記弊害を防止するためには、論点1及び論点2の措置を講ずることによって必要にして十分である。

- ② A 案の①が指摘するような弊害が発生するおそれがあることについては疑義があるし、仮に、このような弊害が発生するおそれがあり、これを防止する必要性があるとしても、社員のうちに弁護士である社員の占める割合に下限を設けるとの規制を設けることによって、このような弊害発生を防止することができるのか、規制の必要性和規制手段との間の合理的関連性にも疑義がある。

また、A 案を採用すると、規制の効果が法人業務全般に及ぶこととなり、過剰規制となるおそれがある。

そもそも、社員のうちに外国法事務弁護士である社員の占める割合が弁護士である社員のそれよりも多い場合は、そうでない場合と比較して、日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定も執行もすることのできない外国法事務弁護士である社員が、弁護士である社員による意思決定若しくは執行に不当に関与するおそれが一層高まり、又は不当な影響を及ぼすおそれが一層高まるとする点、更に言えば、このような弊害が生じるおそれが、類似する外国法共同事業の場合と比較して、一層高まるとする点についても疑義がある。

いずれにしても、上記①のとおり、論点 1 及び 2 の措置を講じることで必要にして十分であり、にもかかわらず、社員のうちに弁護士である社員の占める割合に下限を設けるものとするとは、弁護士及び外国法事務弁護士が自由に提携・協働関係を構築することを阻害するおそれがあり、B 法人制度を許容するメリットが損なわれてしまう。

- ③ B 法人制度において弁護士及び外国法事務弁護士に社員資格を付与する趣旨・目的は、監査法人制度において無資格者に社員資格を付与した趣旨・目的とは異なっているから、監査法人制度を参考にする合理的理由がない。

監査法人制度において社員のうちに公認会計士である社員の占める割合について下限を設けている趣旨は、監査法人において適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、監査法人において経営・財務、内部統制、IT などを含めて広範な知識と経験が求められていくものと考えられることから、公認会計士以外の無資格者にも社員資格を付与する必要性がある一方で、監査法人制度が本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみ、公認会計士以外の者が監査法人を支配することを避けるため、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設ける等の措置を講じたものである（金融審議会公認会計士制度部会・平成 18 年 12 月 22 日付け「公認会計士・監査法人制度の充実・強化につい

て」参照)。

これに対し、B 法人制度は、渉外的法律サービスの分野において、弁護士と外国法事務弁護士とが緊密な提携・協働関係を構築・維持することの必要性が一層高まっていることを踏まえ、弁護士及び外国法事務弁護士に対し、利用者のニーズに的確に対応することのできる多様な選択肢を提供しようとするものであって趣旨が異なり、参考にはならない。

《参照条文》

◎公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（社員）

第三十四条の四 監査法人の社員は、公認会計士又は第三十四条の十の八の登録を受けた者でなければならない。

2 （略）

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

◎公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

（公認会計士である社員の占める割合）

第十九条 法第三十四条の四第三項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

論点 4 業務遂行時の資格表示義務

- 論点 1 の考え方を採用した場合、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士が業務を執行すること（代表行為をすること）が禁じられる。
- 仮に、これに違反して、外国法事務弁護士である社員が、法人による日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行（代表行為）をした場合、依頼者が、外国法事務弁護士である社員の法人における権限内容を誤解し、不測の損害を被るおそれがある。
- そこで、このような弊害が発生することを防止するため、外国法事務弁護士が個人として業務遂行する場合と同様、社員である外国法事務弁護士に対し、その資格の表示を義務付ける等の措置を講じるものとするด้วย、どうか。

《参照条文》

◎外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

（外国法事務弁護士の資格の表示）

第四十四条 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。

（原資格国法及び指定法の表示）

第四十六条 外国法事務弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、その事務所内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示のほか、原資格国法及び指定法の表示に関し必要な事項は、日本弁護士連合会の会則で定める。

（外国弁護士の名称等の使用）

第四十七条 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。

2 外国法事務弁護士は、第四十五条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加するときに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

論点 5 非弁提携の禁止

- 弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱いを業とすることを原則的に禁止しており、その違反行為は刑事処分の対象とされている。
- また、弁護士法第72条に違反する行為を直接的又は間接的に助長することを防止するため、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士については、特に、①弁護士法第72条に違反する者から事件の周旋を受けること、又は②弁護士法第72条に違反する者に自己の名義を利用させることが禁止され、その違反行為は刑事処分の対象とされている。
- B法人についても、弁護士法第72条に違反する行為を直接的又は間接的に助長することを禁圧する必要があることに変わりはない。また、刑事罰をもって禁圧すべき助長行為の内容については、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士の場合と異なるところはない。
- そこで、B法人についても、弁護士法第27条と同様の規律を設けるものとする中で、どうか。

《参照条文》

◎**弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）**

（非弁護士との提携の禁止）

第二十七条 弁護士は、第七十二条乃至第七十四条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

（弁護士の義務等の規定の準用）

第三十条の二十一 第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人について準用する。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止）

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

（非弁護士の虚偽標示等の禁止）

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（非弁護士との提携等の罪）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条（第三十条の二十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二～四 （略）

◎**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）**

（弁護士法の準用等）

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。（以下略）

2 （略）

第六十六条 第五十条において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2. 日弁連等による実効的な監督を行うための方策について

(1) 日弁連等による実効的な監督を行う必要性について

- 1. に言及したとおり，B 法人については，日本法に関する法律事務の取扱いについて，社員である外国法事務弁護士が，直接的に，又は弁護士を介して間接的に関与するおそれがあり，このような弊害が発生することを防止し，又は問題点を解消するために，種々の規制が設けられることとなる。
- こうした規制が遵守されて B 法人の業務運営が適正に行われるためには，指導・監督権限のある日弁連及び所属弁護士会において，B 法人を実効的に監督できるような仕組みを考えなければならない。
- この点については，類似する外国法共同事業に係る監督の仕組みが有効に機能しているのかどうかを十分に見定めた上で，B 法人に対する監督の具体的在り方を検討すべきでないか等の指摘がされているところである。

(2) 日弁連等による実効的な監督を行うための具体的方策について

指導・監督権限のある日弁連及び所属弁護士会において，B 法人を実効的に監督できるような仕組みについては，次のような論点があるが，それぞれどのように考えるか。

論点 6 届出義務

- 1. に言及した措置が有効に機能するためには，指導・監督権限のある日弁連及び所属弁護士会において，予め，B 法人の業務運営に係る情報を把握する必要がある。
- この点，外国法共同事業においては，外国法共同事業に係る外国法事務弁護士等に対し，外国法共同事業に係る事項のうち，所定の事項を日弁連に届け出なければならないこととされている（届出事項に係る事項のうち，重要な事項の変更をしようとするときも同じ。）。
- 他方，同じく法人である弁護士法人においては，設立するには，その社員となろうとする弁護士が定款を定めなければならない

ないこととされ、また、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立することとされている。

そして、弁護士法人が成立したときは、日弁連等が指導・監督をする必要があることから、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を日弁連等に届け出なければならないこととされている（定款の変更をした場合についても、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を日弁連等に届け出なければならないこととされている。）。

この定款については、必要的記載事項として掲げられた目的、名称、法律事務所の所在地、所属弁護士会のほか、①社員の氏名、住所及び所属弁護士会、②社員の出資に関する事項及び③業務の執行に関する事項が記載されるとともに、弁護士法人の運営に係る事項（相対的記載事項、任意的記載事項）が記載されることとなる。

- B 法人についても、設立要件として、その社員になろうとする弁護士及び外国法事務弁護士により定款を定めることが求められることとなるから、その組織及び運営に係る事項が記載された定款が定められることとなる。
- そこで、B 法人についても、弁護士法人の場合と同様の事項（業務の執行に関する事項を含む。）を定款の必要的記載事項とした上、B 法人の成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を日弁連等に届け出なければならないものとする（定款の変更をした場合についても、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を日弁連等に届け出なければならないものとする）ことで、どうか。

《参照条文》

◎外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

（弁護士の雇用及び外国法共同事業に係る届出）

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、弁護士を雇用すること又は外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法共同事業に係る弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

◎外国法共同事業に関する規程（平成十六年会規第七十二号）

（外国法共同事業に関する届出）

第十条 弁護士及び外国法事務弁護士は、外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で次に掲げる事項を日本弁護士連合会（以下「本会」という。）に届け出なければならない。

- 一 当該外国法共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所
- 二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の氏名並びに事務所の名称及び所在の場所
- 三 当該外国法共同事業に係る法律事務の範囲
- 四 当該外国法共同事業に係る弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士の氏名及び登録番号
- 五 当該外国法共同事業に関する契約事項のうち次に掲げる事項
 - ア それぞれの出資又は出資に準ずるもの
 - イ 当該外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法
 - ウ 契約終了の原因及び終了に伴う権利義務の内容

2 弁護士法人及び外国法事務弁護士は、外国法共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、連名で前項第二号から第五号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

- 一 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の名称並びに主たる事務所又は従たる事務所の名称及び所在地
- 二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

3 外国法共同事業を営む弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士は、前二項の届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、連名でその旨を本会に届け出なければならない。

4 外国法共同事業を営む弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、連名でその旨を本会に届け出なければならない。

5 前各項に規定する届出に関する事項は、別に規則をもって定める。

（付記）

第十一条 本会は、前条第一項又は第二項の規定による届出があったときは、弁護士名簿、弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項を付記する。

- 一 当該外国法共同事業を共に営む弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士の氏名又は名称並びにそれぞれの事務所の名称
- 二 当該外国法共同事業に係る法律事務の範囲
- 三 届出年月日

2 本会は、前条第三項の規定による届出が前項第一号又は第二号に係る場合は、当該届出に基づき、弁護士名簿、弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿に付記された事項を訂正する。

3 本会は、前条第四項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、弁護士名簿、弁護士法人名簿及び外国法事務弁護士名簿に付記された事項を抹消する。

(外国法共同事業名簿)

第十二条 本会は、第十条第一項及び第二項の規定による届出をした者について、第十条第一項第一号から第四号まで及び第十条第二項各号に規定する事項並びに届出の年月日を記載した外国法共同事業名簿を作成する。

2 本会は、第十条第三項の規定による届出が前項に係るときは、当該届出に基づき、外国法共同事業名簿に記載した事項を訂正する。

3 本会は、第十条第四項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、外国法共同事業名簿に記載した事項を抹消する。

4 外国法共同事業名簿に関し必要な事項は、規則をもって定める。

(通知)

第十三条 本会は、第十条第一項から第四項までの規定による届出があったときは、当該弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士の所属弁護士会に、当該届出に係る事項を書面により通知する。

◎弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

(成立の届出)

第三十条の十 弁護士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(定款の変更)

第三十条の十一 (略)

2 弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(設立の手續)

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

2 (略)

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 法律事務所の所在地

四 所属弁護士会

五 社員の氏名、住所及び所属弁護士会

六 社員の出資に関する事項

七 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第三十条の九 弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

論点 7 実効的な監督を行うための具体的方策

- 1. に言及した種々の規制が遵守されて B 法人の業務が適正に運営されているかどうかについては、まずは、論点 4 に言及した届出義務に基づいて、B 法人によって所定の事項が日弁連等へ届出がされることになる。

また、これらの規制に違反し、又は違反する疑いがある場合には、B 法人の依頼者、その相手方当事者若しくはその代理人等の関係者から、その旨の情報が日弁連等に寄せられることが考えられる。

- 日弁連等において、B 法人に対して適切な指導・監督をするためには、B 法人に関する情報を適切に収集したり所要の調査ができるようにする必要がある。その具体的在り方について、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

※ なお、この点の検討に当たっては、特に以下の点に留意する必要がある。

- ・ B 法人に対する調査権限の内容については、類似する外国法共同事業についての在り方との異同を十分に踏まえる必要がある。

ちなみに、外国法共同事業については、日弁連において、外国法共同事業に関する規程（平成 16 年会規第 72 号）が定められている。

具体的には、日弁連等は、①権限外の法律事務の取扱いの禁止に違反する疑いのあるとき、②権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等に違反する疑いのあるとき、③外国法共同事業における不当関与の禁止に違反する疑いのあるときには、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対し、共同事業に係る契約書、雇用契約書の提出を求め、その他必要な調査をすることができることとされるとともに、これらの者は、この調査に協力しなければならないこととされている（外国法共同事業に関する規程第 15 条）。

- ・ また、B 法人に対する調査権限の内容を誰がどのように決めるかについては、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士に対する指導・監督の具体的在り方が、いずれも日弁連等の自治によって決せられていることとの整合性も十分に検討する必要がある。

◆ A 案

- B 法人に対する日弁連等の指導・監督の具体的在り方については、外国法共同事業の場合と同様、日弁連の会則等において、日弁連等に、B 法人、B 法人の社員である弁護士、外国法事務弁護士に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対しては、日弁連等による調査に協力する義務を課せば足りるとする考え方。
- 外国法共同事業に係る指導・監督の具体的在り方については、現時点において見直しをする必要性はないとする考え方。

(理由)

- ① 内部における規制違反の事実が外部から容易に判明しないという問題意識については、法律事務所（弁護士法人の場合を含む。）、外国法事務弁護士事務所、外国法共同事業を行う事務所のすべてに共通する問題点であり、こうした問題点を踏まえつつ、それぞれの業態に応じた種々の規制が設けられるとともに、その規制の実効性を担保するための指導・監督の仕組みが構築されている。

B 法人の社員資格を外国法事務弁護士に付与したことによる弊害・問題点、及びその防止・解消のための措置については、外国法共同事業の場合と実質的に異なるところはないし、また、B 法人の場合は、外国法共同事業の場合と異なり、論点 1 の措置により業務執行権限等の所在が法定されることによって、法人業務の遂行過程がより明確化されることになる。

そうすると、B 法人の場合についてのみ、日弁連等に対し特別な調査権限を付与する合理的理由はない。

- ② 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働に係る種々の規制の実効性を担保するため、日弁連等における指導・監督の具体的在り方を抜本的に見直すべきであるとの考え方については、弁護士と外国法事務弁護士との間の共同事業が許容されて以降、共同事業に係る規制違反を理由とする懲戒事例がなく、また、現行の外国法共同事業に係る監督の枠組みについても、特に弊害や問題点が明らかになっているものでもないことから、導入されて間もない制度を抜本的に見直す必要性に乏しい。

仮に、運用上の問題点があるとしても、まずは、現行の枠組みを前提とした運用上の改善策を検討するのが筋であって、このことから、直ちに現行の枠組みについて見直しをする合理的理由があることにはならない。

◆ B 案

- B 法人に対する日弁連等の指導・監督の具体的在り方については、必ずしも、外国法共同事業の場合と同様のものとする必要はなく、B 法人制度の特質を考慮して、例えば、調査の対象・内容・方法、調査の実効性を担保するための措置の在り方等について検討すべきであるとの考え方。
- 外国法共同事業に係る指導・監督の具体的在り方については、現時点において見直しをする必要性はないとする考え方。

(理由)

- ① A 案の①も指摘するように、どのような指導・監督の仕組みを構築すれば規制の実効性を担保することができるかということが重要である。弊害・問題点を防止し解消するためにいかなる規制を設けるべきかという規制のコンセプトの問題と、規制を有効に機能させるためにどのような手法で監督すべきかという監督のコンセプトの問題とは一応切り離して考えることができる。

同じく内部における規制違反の事実が外部から容易に判明しないということであっても、権限の異なる弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法人業務を遂行するという B 法人の特質を踏まえた指導・監督の在り方を検討することは否定されるものでないし、そのような検討の結果として、調査の対象・内容・方法、調査の実効性を担保するための措置等の具体的内容が外国法共同事業の場合と異なることとなっても、不合理とはいえない。

- ② A 案の②と同じ。

◆ C 案

- 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働に係る規制の実効性を担保するための日弁連等による指導・監督の具体的在り方については、抜本的に見直すべきであるとの考え方。

(理由)

外国法共同事業に係る規制については、その違反を理由とする懲戒事例こそないものの、その違反の疑いのある事例が多数報告されている。これらの事例については、内部における規制違反の事実が外部からは容易に判明しないことなど、種々の要因から、現行の枠組みによっては十分に対応することができていない実情にある。

そこで、この際、弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働に係る規制の実効性を担保するための指導・監督の在り方を抜本的に見直すべきである。

《参照条文》

◎外国法共同事業に関する規程（平成十六年会規第七十二号）

（記録の保存）

第十四条 外国法共同事業を営む弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士は、雇用契約書については雇用契約が終了したときから、共同事業に関する契約書については契約終了のときから、それぞれ三年間保存しなければならない。

（本会及び所属弁護士会の調査）

第十五条 本会及び事業従事弁護士等の所属する弁護士会は、特別措置法第四条、第四十九条又は第四十九条の二の規定に違反する疑いのあるときは、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対し、前条に規定する契約書の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

2 外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士は、前項の調査に協力しなければならない。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 事業従事弁護士等 外国法共同事業に従事する次に掲げる者をいう。

ア 自ら外国法共同事業を営む弁護士、弁護士法人の社員及び外国法事務弁護士

イ 外国法共同事業を営む弁護士又は外国法事務弁護士に雇用される弁護士及び外国法事務弁護士

ウ 外国法共同事業を営む弁護士法人の使用人である弁護士及び外国法事務弁護士

三 （略）

以上